

議 会 資 料	議案第 45 号
課 税 課	

志摩市税条例の一部を改正する条例について

1. 条例を改正する理由

「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和6年3月28日に可決成立したことに伴い、志摩市の税条例についても所要の改正を行うものであります。

令和6年4月1日施行分の改正規定は既に専決処分を行っていますが、令和7年4月1日の施行日、公益信託に関する法律の施行の属する年の翌年1月1日施行に係る改正を行います。また、令和6年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律（令和6年法律第2号）の施行に伴う改正を行います。

2. 改正する条例の要点

○所得税法の改正に伴う寄附金税額控除の適用範囲に係る改正

公益信託の見直しによる所得税法の改正に伴う、寄附金税額控除の適用範囲の規定の整備による改正を行います。

○令和6年能登半島地震による災害による損失に係る特例措置による改正

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、広範囲において生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じており、臨時・異例の対応が講じられることとなり、今回の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは令和6年度分の個人住民税（令和5年分所得）において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例の追加改正を行います。

3. 改正による効果等

○地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、整合性を図るため対応を行います。

志摩市税条例(平成16年志摩市条例第62号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次のいずれかに該当するもの ア 県内に主たる事務所を有する法人又は団体において 収納されたもの イ 県外に主たる事務所を有する法人で、県内に学校教	(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金_____を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び _____租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次のいずれかに該当するもの ア 県内に主たる事務所を有する法人又は団体において 収納されたもの イ 県外に主たる事務所を有する法人で、県内に学校教

育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項に規定する認可を受けた学校、同法第130条に規定する認可を受けた専修学校及び同法第134条第2項において準用する同法第4条第1項に規定する認可を受けた各種学校を設置する法人において収納されたもの

ウ 県外に主たる事務所を有する法人で、県内で社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業を行う法人において収納されたもの

エ 公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条第1項の規定により三重県知事又は三重県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの

オ アからエに掲げるもののほか、三重県県税条例(昭和25年三重県条例第37号)第25条の2第3号ホの規定により、三重県知事が指定したもの

2 (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2

育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項に規定する認可を受けた学校、同法第130条に規定する認可を受けた専修学校及び同法第134条第2項において準用する同法第4条第1項に規定する認可を受けた各種学校を設置する法人において収納されたもの

ウ 県外に主たる事務所を有する法人で、県内で社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業を行う法人において収納されたもの

エ 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第8条 _____の規定により三重県知事又は三重県教育委員会の認可を受けた同条 _____に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの

オ アからエに掲げるもののほか、三重県県税条例(昭和25年三重県条例第37号)第25条の2第3号ホの規定により、三重県知事が指定したもの

2 (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2

号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する

号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する

書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。))を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。))に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

附 則

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。))がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。))

について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。